

# 岐阜県公報

## 目次

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(教職員課) 六六五

告示

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 六六九

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六七〇

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 六七一

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 六七二

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(商業流通課) 六七二

公共測量の終了

(用地課) 六七二

落札者等に関する公示

(会計課) 六七二

## 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月八日

岐阜県教育委員会

委員長 野原 正美

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「申請手続き」を「申請手続」に改める。

第三章 免許状授与等の申請手続きを「第三章 免許状授与等の申請手続」に改める。

第十条に次の一項を加える。

5 法附則第十九項に規定する免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類（旧免許状所持者及び同項に規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過していない者にあつては、第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる書類並びに第二号及び第三号に掲げる書類）を提出しなければならない。

一 第一項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる書類

二 施行規則附則第七項に規定する基礎資格を有することの証明書

三 施行規則附則第八項に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書



第 2 号様式の 2 ( 第 5 条、第10条、第22条関係)

( 親展文書 )

実務に関する証明書

勤務 ( 予定 ) 校 \_\_\_\_\_  
 ( ふりがな ) \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 生 年 月 日 \_\_\_\_\_

1 勤務状況

勤務した期間	年月数 (a)	実労働時間 (a)	勤務した施設	職 名	備考
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
年 月 日から 年 月 日まで		時間			
勤務しなかった期間	年月数 (b)		事由 ( 休職、産育休等の別 )		
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
計 ( a b )		時間			

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者 職氏名

印

備考 特例の対象として認められる勤務期間等 ( 3 年かつ4,320時間以上 ) について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。

(裏面)

(親展文書)

2 勤務施設概要

施設名		電話番号	
所在地			
認可等年月日	年	月	日

備考 認定子ども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載すること。

3 勤務評価

調査事項 (該当欄に を付す)			
項 目	優 秀	良 好	不 良
勤 務 状 況			
研 究 心			
計 画 性			
能 率			
指 導 力			
総合的所見			

上記のとおり証明します。

年 月 日

証 明 者 職氏名

印

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第四百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称  
岐阜市
- 二 事業の種類  
(仮称) 柳津体育館新設事業及びこれに伴う市道拡幅工事
- 三 起業地
  - 1 収用の部分  
岐阜県岐阜市柳津町下佐波西一丁目地内
  - 2 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県岐阜市柳津町下佐波西一丁目地内における「(仮称)柳津体育館新設事業及びこれに伴う市道拡幅工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち、「(仮称)柳津体育館新設事業」(以下「本件事業」という。)は、法第三十三条第二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行により必要となる市道の拡幅工事は、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である岐阜市は、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

岐阜市は、「だれもが自主的、意欲的に学習やスポーツ、文化芸術などの生涯学習活動に取り組めるような環境づくり」を総合計画に掲げ、推進している。

さらに、鶉地区、日置江地区及び柳津町地区からなる南西部地域(以下「本件地域」という。)は、岐阜市と旧羽島郡柳津町との合併の際に策定された新市建設計画において「健康づくりの拠点」に位置付けられている。

しかしながら、本件地域の既存の体育館である南部スポーツセンターは、平日でも昼夜問わず多くのスポーツ団体が固定的に利用しており、小中学校体育館においても、夜間開放時の稼働率が極めて高い状況であることから、新規の団体等による自主的なスポーツ活動の機会が阻害されている。

また、南部スポーツセンターは、各種競技大会開催のため毎週のように利用されているが、希望日に利用できない競技団体もあり、大会運営に支障を来している。

さらに、本件地域には、文化祭、成人式等の文化行事を円滑に開催できる施設がなく、設備の整っていない手狭な公民館等を利用せざるを得ない状況である。本件事業の完成により、本件地域におけるスポーツ活動及び文化活動の拠点と

なる施設が整備されることから、地域住民の健康や生きがいづくりに対するニーズの充足に寄与するとともに、スポーツの振興が図られるものと認められる。  
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業地の周辺地域は、既に整備された農業振興地域であり、本件事業は、新たに動植物に影響を与える改変を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、起業地について申請案と他の二案とを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案して選定されており、かつ新市建設計画に整合していることから、適切なものと認められる。

また、本件事業の施行に伴う市道拡幅工事の事業計画は、構造形式等を勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、本件地域においては、多様化、増大化する体育館利用のニーズに対して、スポーツ及び文化活動の場が不足しており、できるだけ早期に解消を図る必要があると認められる。

また、地域住民の代表で組織された岐阜市柳津地域協議会から体育館新設に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。  
したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。  
法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
岐阜市教育委員会事務局市民体育課

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年九月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東海耐震マイスター倶楽部

三代 表 者 の 氏 名 藤井 隆

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大倉町二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、「住まいは、家族の生活と命を守るものでなければならぬ」という使命感に基づき、広く一般ユーザーに、地震の危険性や被害について啓蒙活動を行

うとともに、新築住宅の耐震化はもとより、耐震診断や耐震改修を通して既設住宅の耐震化に取組む。また同時に、環境の観点から、耐震化、断熱化等により既設住宅を長期使用に耐える住宅として再生し、環境にやさしい家づくり、街づくりに寄与する。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年九月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害者自立センターつかいぼう

三代 表 者 の 氏 名 吉田 朱美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市早田東町八丁目四番一号 パセール長良

一〇三号

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者・高齢者に対して、地域で自立した生活を送るのに必要な事業を行い、誰もが共に生きる事ができる街づくりに寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指 定 日
しまメンタルクリニック	岐阜市東島二丁目一四の八 ハイム山王一階	精神科・心療内科	精神通院	平成二〇一五年十月一日

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
ハツ草調剤薬局	岐阜市本荘中ノ町十丁目二九番二	精神通院	平成二〇一五年十月一日
たんぼぼ薬局 市橋店	岐阜市市橋三丁目八番二号	精神通院	平成二〇一五年十月一日
なの花薬局 岐阜東島店	岐阜市東島二丁目一四番六号 ハイム山王一階	精神通院	平成二〇一五年十月一日
のぞみ調剤薬局	高山市下林町五一七番地七	精神通院	平成二〇一五年十月一日
アクシス調剤薬局	大垣市本今町一八七番地一	精神通院	平成二〇一五年十月一日
第一薬局 金山店	下呂市金山町金山九七〇番地一	精神通院	平成二〇一五年十月一日
ハーズ美濃調剤薬局	美濃市中央町四の三の一七	精神通院	平成二〇一五年十月一日
アイン薬局 美濃店	美濃市中央四の三の一六	精神通院	平成二〇一五年十月一日
ジェーシーエス調剤薬局 幸店	多治見市幸町八の五八の三	精神通院	平成二〇一五年十月一日
さくら調剤薬局	加茂郡川辺町下川辺四七五の一	精神通院	平成二〇一五年十月一日
アピタ大垣薬局	大垣市林町六の八〇の二一	精神通院	平成二〇一五年十月一日
うらら調剤薬局 恵那店	恵那市大井町三八一の二二	精神通院	平成二〇一五年十月一日
ほたる薬局	恵那市明智町一〇九の一	精神通院	平成二〇一五年十月一日
クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中三の二二一	精神通院	平成二〇一五年十月一日
クオール薬局 美濃店	美濃加茂市古井町下古井二五五 八の一三	精神通院	平成二〇一五年十月一日

ひまわり薬局 寺田店 岐阜市寺田七の二〇六の二 精神通院 平成二五・一〇・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日変更
中部薬品 西部北薬局	岐阜市西部中島二丁目一の二	精神通院	平成二五・一〇・一

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出者の氏名又は名称  
株式会社ヤナゲン
- 二 建物の名称及び所在地  
ハッピー養老タウン  
養老郡養老町押越一〇二九 外

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
可児市
- 二 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間  
平成二十五年八月七日から  
同二十五年九月二十日まで
- 四 作業地域  
可児市虹ヶ丘

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年十月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品等の名称及び予定数量 交通規制システム上位装置定数設定業務委託（単価契約） 別表のとおり
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成25年8月14日



14	回線定数	76回線	10,500
----	------	------	--------

- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市数田南一丁目5番1号  
 住友電工システムソリューション株式会社岐阜出張所  
 岐阜出張所長 中嶋 謙介
- 6 契約単価 別表のとおり
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

別表

規 格	予定数量	契約単価(円)
1 交通信号機 新規及び運用見直し	57基	253,050
2 交通信号機 モデラート化	18基	283,500
3 交通信号機 設定変更	25基	105,000
4 交通信号機 削除	1基	56,700
5 車両感知器 新規及び見直し	81ヘッド	31,500
6 車両感知器 設定変更	122ヘッド	24,150
7 車両感知器 削除	1ヘッド	5,250
8 画像感知器 新規	1カメラ	168,000
9 光ビーコン 新規及び見直し	25方路	168,000
10 光ビーコン 収容変更	17方路	136,500
11 光ビーコン 簡易図形作成	4画面	346,500
12 下位装置 新規	1基	1,890,000
13 下位装置 削除	1基	1,160,250

平成二十五年十月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社